

平成27年8月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成27年8月10日(月)
西伯郡伯耆町溝口647番地 溝口公民館大会議室
委員25名
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成27年度第5回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	お忙しい中多数出席していただきありがとうございます。 大変な猛暑が7月下旬から続いており、雨が降らない地域もあるようでございます。水が少なくて田に水があたらない所もあるようです。 草刈等作業がまだまだ続きますが、熱中症等気を付けて作業していただけたらと思います。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 加川委員・2番 野坂委員にお願いします。
4 報告事項	
車議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
勝部委員	農協から報告します。 農協の理事会の話の中で、高知、宮崎の米価の概算金の発表がありました。60kg当り去年より1,000円くらい高値となりました。 鳥取については19日に会議があり決定される予定です。コシヒカリの1等で少なくとも5,000円以上にはしたいと思っております。 6月末の米の在庫が230トンくらい見込まれており値上げは厳しい状況にあります。
車議長	他に報告はありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【報告第9号 農地法に係る雇用状況報告について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見等ありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見等ありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 1件の届が出されております。全ての案件が相続による所有権の移転であり、農業委員会に対しあっせんの希望はありません。
車議長	この件について、意見等ありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第12号 小野地区の地籍調査に伴う地目の変更について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	小野地区の地籍調査が行われており、地籍調査の結果に伴う地目変更について農業委員会に照会がありました。調査範囲は別紙の位置図を参考にいただき、地目変更対象地については一覧表をご覧ください。 詳しくは地籍調査の担当者より説明を行います。
大松副室長	今回小野地区の地籍調査に伴い現地の地目について現況にあわせた地目に変更するものです。
車議長	この件について、意見等ありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。

	【議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第19号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の影山哲己委員に説明をお願いします。
影山委員	8月4日に畑委員と現地確認をしてきました。 昭和60年くらいから畑を車庫ということで使用しており、農地として復旧、利用することは困難と思われるので承認をお願いします。
車議長	畑委員の補足説明をお願いします。
畑委員	先ほどの説明のとおり、農地として利用することは難しいので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第20号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全11件の計画であり、田は3年以上6年未満が30,720㎡、10年以上が17,310㎡で合計48,030㎡ございます。畑は10年以上が5,553㎡で、合計53,583㎡です。7 新規契約4件で、再設定が7件、賃借権は7件、使用貸借権は6件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第21号 農用地利用配分計画(案)の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地中間管理事業に伴う利用配分計画(案)を作成しましたので審議をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
車議長	何か意見等ございますか。
車議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。 次回の定例会は、9月10日(木)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 加川賢明

2番 野取賢一